

滋賀県国民保護計画

本 編（案）

平成18年 1月
(平成22年 3月 一部変更)
(平成26年 11月 一部変更)
(平成30年 8月 一部変更)
(令和8年 〇月 一部変更)

滋 賀 県

変更箇所は、赤字下線にて記載

目 次

第 1 編	総 論	1
第 1 章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務および県国民保護計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	1
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	県地域防災計画に基づく取組みの活用	2
5	市町国民保護計画および指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	4
1	基本的人権の尊重	4
2	国民の権利利益の迅速な救済	4
3	国民に対する情報提供	4
4	関係機関相互の連携協力の確保	4
5	国民の協力	4
6	指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	4
7	高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施	5
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
第 3 章	関係機関の事務または業務の大綱等	6
1	関係機関の事務または業務の大綱	7
2	関係機関の連絡先	9
第 4 章	県の地理的、社会的特徴	10
1	地理的特徴	10
2	社会的特徴	10
3	その他	11
第 5 章	県国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急対処事態	15
第 2 編	平素からの備えや予防	17
第 1 章	組織・体制の整備等	17
第 1	県における組織・体制の整備	17
1	県の各部局における平素の業務	17
2	県職員の参集基準等	17
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	18
4	市町および指定地方公共機関の組織の整備等	19
5	医療提供体制の確保	19
第 2	関係機関との連携体制の整備	19

1	1	基本的考え方	1 9
2	2	国の機関との連携	2 0
3	3	他の都道府県との連携	2 0
4	4	市町との連携	2 1
5	5	指定公共機関等との連携	2 1
6	6	ボランティア団体等に対する支援	2 2
7	第 3	通信の確保	2 2
8	1	非常通信体制の整備	2 2
9	2	非常通信体制の確保に当たっての留意事項	<u>2 3</u>
10	3	県警察における通信の確保	2 4
11	4	市町における通信の確保	2 4
12	第 4	情報収集・提供等の体制整備	2 4
13	1	基本的考え方	2 4
14	2	警報等の通知および伝達に必要な準備	2 5
15	3	市町における警報の通知および伝達に必要な準備	2 5
16	4	安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	2 5
17	5	市町における安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	<u>2 7</u>
18	6	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 7
19	7	市町における被災情報の収集、整理および報告等に必要な準備	2 7
20	第 5	研修および訓練	2 7
21	1	研修	2 8
22	2	訓練	2 7
23	第 2 章	避難および救援に関する平素からの備え	<u>3 0</u>
24	1	避難に関する基本的事項	<u>3 0</u>
25	2	救援に関する基本的事項	<u>3 0</u>
26	3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 0
27	4	交通の確保に関する体制等の整備	<u>3 1</u>
28	5	避難施設の指定	<u>3 2</u>
29	6	市町における避難および救援に関する平素からの備え	<u>3 3</u>
30	第 3 章	生活関連等施設の把握等	<u>3 4</u>
31	第 1	生活関連等施設の把握等	<u>3 4</u>
32	1	生活関連等施設の把握	<u>3 4</u>
33	2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	<u>3 5</u>
34	3	市町における平素からの備え	<u>3 5</u>
35	第 2	県が管理する公共施設等における警戒	<u>3 5</u>
36	第 3	武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え	<u>3 6</u>
37	1	情報の伝達に必要な準備	<u>3 6</u>
38	2	関係機関との連携体制の確保	<u>3 6</u>

1	3	平常時モニタリングの実施	3 6
2	4	専門家の確保	3 6
3	第 4	水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え	3 6
4	1	水質監視の強化	3 6
5	2	初動体制の整備	3 6
6	第 4 章	物資および資材の備蓄、整備等	3 7
7	1	基本的考え方	3 7
8	2	国民保護措置に必要な物資および資材の備蓄、整備	3 7
9	3	県が管理する施設および設備の整備および点検等	3 8
10	4	市町および指定地方公共機関における物資および資材の備蓄、整備	3 8
11	第 5 章	国民保護に関する啓発	3 9
12	1	国民保護措置に関する啓発	3 9
13	2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 9
14	3	市町における国民保護に関する啓発	3 9
15			
16	第 3 編	武力攻撃事態等への対処	4 1
17	第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	4 1
18	1	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置	4 1
19	2	県国民保護対策本部に移行する場合の調整	4 1
20	3	市町における初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	4 2
21	第 2 章	県対策本部の設置等	4 3
22	1	県対策本部の設置	4 3
23	2	通信の確保	4 5
24	第 3 章	関係機関相互の連携	4 6
25	1	国の対策本部との連携	4 6
26	2	現地関係機関との連携	4 6
27	3	指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請	4 6
28	4	自衛隊の部隊等の派遣要請等	4 6
29	5	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	4 7
30	6	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	4 8
31	7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 8
32	8	県の行う応援等	4 8
33	9	ボランティア団体等に対する支援等	4 9
34	10	住民への協力要請	5 0
35	第 4 章	警報および避難の指示等	5 1
36	第 1	警報の通知および伝達	5 1
37	1	警報の通知等	5 1
38	2	市町長の警報伝達の基準	5 1

3	緊急通報の発令	5 2
第2	避難の指示等	5 3
1	避難措置の指示	5 3
2	避難の指示	5 4
3	県による避難住民の誘導の支援等	5 8
4	避難実施要領	6 0
5	避難所等における安全確保等	6 2
6	大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	6 3
第5章	救援	6 4
1	救援の実施	6 4
2	関係機関との連携	6 4
3	救援の内容	6 5
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	6 8
5	救援の際の物資の売渡し要請等	6 8
第6章	安否情報の収集・提供	7 0
1	安否情報の収集	7 0
2	総務大臣に対する報告	7 1
3	安否情報の照会に対する回答	7 1
4	日本赤十字社に対する協力	7 2
5	市町による安否情報の収集および提供の基準	7 2
第7章	武力攻撃災害への対処	7 3
第1	生活関連等施設の安全確保等	7 3
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 3
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 3
3	生活関連等施設の安全確保	7 3
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除	7 5
第2	武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処等	7 8
1	武力攻撃原子力災害への対処	7 8
2	NBC攻撃による災害への対処	8 1
第3	応急措置等	8 3
1	退避の指示	8 3
2	警戒区域の設定	8 4
3	応急公用負担等	8 4
4	消防に関する措置等	8 5
5	知事、市町長の事前措置	8 6
第8章	被災情報の収集および報告	8 8
1	被災情報の収集および報告	8 8
2	市町および指定地方公共機関による被災情報の報告等	8 8

1	第9章 保健衛生の確保その他の措置	89
2	1 保健衛生の確保	89
3	2 廃棄物の処理	89
4	3 文化財の保護	90
5	第10章 国民生活の安定に関する措置	91
6	1 生活関連物資等の価格安定	91
7	2 避難住民等の生活安定等	92
8	3 生活基盤等の確保	93
9	第11章 交通規制	94
10	1 交通状況の把握	94
11	2 交通規制の実施	94
12	3 緊急通行車両の確認	94
13	4 交通規制等の周知徹底	94
14	5 緊急交通路確保のための権限等	94
15	6 関係機関等との連携	95
16	第12章 赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理	96
17	1 国民保護法で規定される赤十字標章等および特殊標章等	96
18	2 赤十字標章等の交付および管理	97
19	3 特殊標章等の交付および管理	98
20	4 赤十字標章等および特殊標章等に係る普及啓発	98
21		
22	第4編 復旧等	99
23	第1章 応急の復旧	99
24	1 基本的考え方	99
25	2 ライフライン施設の応急の復旧	99
26	3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	99
27	第2章 武力攻撃災害の復旧	101
28	1 基本的考え方	101
29	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	102
30	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	102
31	2 損失補償、実費弁償および損害補償	102
32	3 総合調整および指示に係る損失の補てん	102
33	4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	102
34		
35	第5編 緊急対処事態への対処	104
36	1 緊急対処事態	104
37	2 緊急対処事態における警報の通知および伝達	104

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務および県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県（知事およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針および県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 34 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

ア 県域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 県が実施する国民保護法第 11 条第 1 項および第 2 項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練ならびに物資および資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護法第 35 条第 1 項の規定による市町の国民の保護に関する計画および第 36 条第 2 項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

オ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

カ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

キ その他県域に係る国民の保護のための措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣との協議を経て、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）。

4 県地域防災計画に基づく取組みの活用

武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、県地域防災計画に基づく取組みのうち、活用可能なものについては活用する。

5 市町国民保護計画および指定地方公共機関国民保護業務計画

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）および指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

(1) 市町国民保護計画に定める事項

ア 当該市町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 市町が実施する国民保護法第16条第1項および第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練ならびに物資および資材の備蓄に関する事項

エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 1 カ その他当該市町の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町長が必要と認
- 2 める事項
- 3 (2) 指定地方公共機関国民保護業務計画に定める事項
- 4 ア 当該指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容および実施方
- 5 法に関する事項
- 6 イ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 7 ウ 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 8 エ その他国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町ならびに指定公共機関および指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施

1 県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する
2 者の保護について留意する。

3 また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適
4 用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

6 県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

7 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全
8 の確保に十分に配慮する。

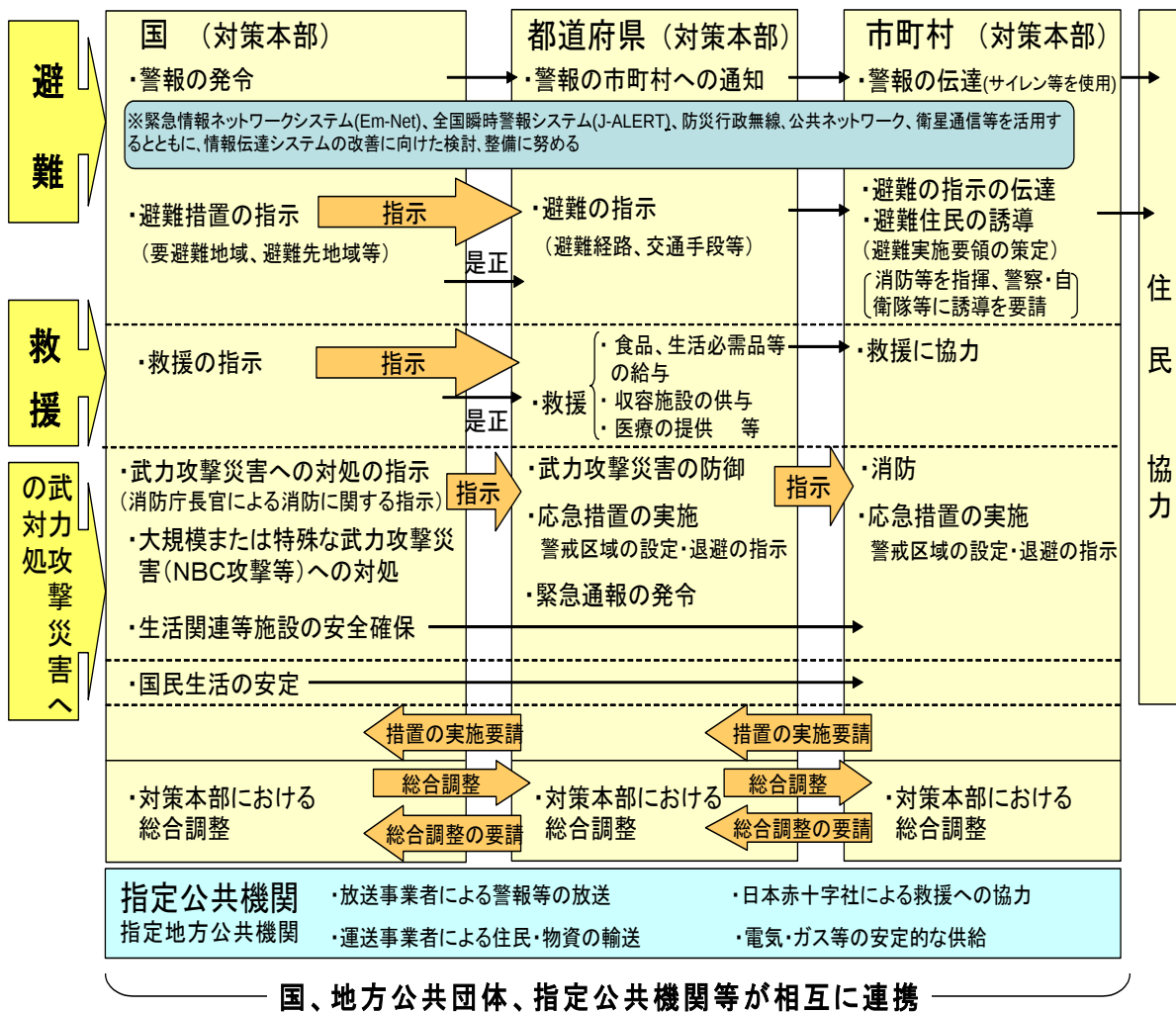
【外国人への国民保護措置の適用】

11 憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する規定が、その性質上外国人
12 に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居
13 住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに
14 留意する。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務または業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務または業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関ならびに指定公共機関および指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務または業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町】

機関の名称	事務または業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置および相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察および関係機関等からの情報収集ならびに報告連絡 4 警察通信の確保および統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局大津財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関京都税関支署 滋賀出張所	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集および提供
滋賀労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料および備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設および車両の安全保安
大阪航空局 大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
大阪管区气象台 彦根地方气象台	1 気象状況の把握および情報提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

1

2
3
4
5
6

【指定公共機関および指定地方公共機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報および避難の指示（警報の解除および避難の指示の解除を含む。） の内容ならびに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送および緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保および国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設および道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理および回答
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先
資料編参照

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 地理的特徴

滋賀県は、本州のほぼ中央に位置し、近畿地方の東北端にあたり、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接し、若狭湾と伊勢湾・大阪湾の湾入によって形づくられた地峡部に当たる。

県の中央部に、わが国最大の琵琶湖があり、琵琶湖を中心として周囲を北の野坂山地、東の伊吹山地、鈴鹿山脈、西の比良山地、南の甲賀山地に囲まれた近江盆地を形成している。河川は、周辺の山々に源を発し、瀬田川を除く各河川は、ほとんど琵琶湖に流入している。琵琶湖に流入した水は、唯一の流出河川である瀬田川より宇治川、淀川となって、京阪神に貴重な水資源を供給している。

県の面積のうち琵琶湖が約6分の1を占めており、利用形態別面積については、森林が約2分の1で最も多く、次いで、水面・河川・水路が約20%、農用地が約13%、宅地が約7%、道路が約4%、その他が約6%となっている。

気象については、県南部は温暖な太平洋型、湖北・湖西は日本海から吹き込む冬型の季節風の影響により、冬季に雪による降水量が多い日本海型の気候となっている。また、湖東地方は昼夜の気温差が大きく、年間の降水量は比較的少ない内陸性盆地気候を示している。南部と北部では、気温の年平均で2～3度、降水量の年合計で1,000ミリ程度の差があり、特に冬季にその差が著しい。県北西部では、主に冬季を中心に年間のおよそ3分の1は北西風が吹いている。

琵琶湖には、沖島、竹生島、多景島などが点在する。

2 社会的特徴

県の人口は、約141万人であり、人口密度は、約351人/km²で、全国平均を少し上回る水準である。

県内の鉄道は、JR東海道新幹線、東海道線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線、信楽高原鐵道などがある。JRの1日平均乗車数は琵琶湖線沿線の各駅での乗車数が多く、なかでも大津駅、石山駅、瀬田駅、南草津駅、草津駅、守山駅、近江八幡駅では1万5千人を超えている。

道路は、国道（1号、8号、307号、422号など）、主要地方道、一般県道、市町道であり、このほかに名神、新名神、北陸の高速自動車道等がある。1日当たりの交通量の最も多い区間は、名神では草津JCT～瀬田東IC間、北陸では米原JCT～米原IC間である。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)が定期航路等を運行している。

本県には、原子力事業所は所在しないが、国民保護法に規定する生活関連等施設が

1 多数所在している。また、県北部と隣接する福井県には、6つの原子力事業所が存在
2 し、最も近い敦賀発電所までの距離は、最短で13kmの位置関係にある。

3 県内には、陸上自衛隊の今津駐屯地（高島市）と大津駐屯地（大津市）の2施設、航
4 空自衛隊の饗庭野分屯基地（高島市）などがある。

5 危険物質を取扱う施設も多数所在し、観光客も四季を通じて多く、文化財も所在す
6 る。

3 その他

8 人口等、経年変化が生ずるものについては、資料編で整備する。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針で示されている着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃および航空攻撃の4類型を対象とする。

ア 着上陸侵攻の場合

(ア) 特徴

a 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

b 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

c 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

d 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(イ) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 特徴

a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

b 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類

1 によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された
2 場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダー
3 ティボム」という。）が使用される場合がある。

4 (イ) 留意点

5 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町（消
6 防機関を含む。）と県、県警察および自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じ
7 て、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつ
8 つ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事
9 の緊急通報の発令、市町長または県知事の退避の指示または警戒区域の設定な
10 ども時宜に応じた措置を行うことが必要である。

11 ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

12 (ア) 特徴

13 a 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定
14 することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾するこ
15 とが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはNBC弾頭）を着弾前に特定す
16 ることは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相および対応
17 が大きく異なる。

18 b 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家
19 屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

20 (イ) 留意点

21 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報
22 伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内へ
23 の避難や消火活動が中心となる。

24 エ 航空攻撃の場合

25 (ア) 特徴

26 a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易で
27 あるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

28 b 航空攻撃を行う側の意図および弾薬の種類等により異なるが、その威力を
29 最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となること
30 も想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり
31 得る。

32 c なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考え
33 られる。

34 d 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

35 (イ) 留意点

36 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定
37 せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を
38 確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められ
39 る生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれ
40 があるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大

の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の場合の対応

ア 核兵器等

(ア) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風および初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、①熱線、爆風および初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。

このうち、①および③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。

このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

(イ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口および鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

(ウ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(エ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物兵器

(ア) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症する

までの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(ウ) したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源および汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

(ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

(イ) このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知および汚染地域の特定または予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針で示されている以下に掲げる事態例を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 原子力事業所等の破壊
- b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- c 危険物積載船への攻撃
- d ダムの破壊

(イ) 被害の概要

- a 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - (a) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - (b) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発および火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- c 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾および航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

- 1 d ダムが破壊された場合の主な被害
2 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- 3 イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 4 (ア) 事態例
5 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- 6 (イ) 被害の概要
7 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
- 9
- 10 (2) 攻撃手段による分類
- 11 ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- 12 (ア) 事態例
13 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 14 (イ) 被害の概要
- 15 a 放射性物質等
- 16 (a) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片および飛び散った物体による被害ならびに熱および炎による被害である。
- 17 (b) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- 18 (c) 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
- 19 b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃
- 20 (a) 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- 21 (b) 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
- 22 c 化学剤による攻撃
- 23 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
- 24 イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- 25 (ア) 事態例
26 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
- 27 (イ) 被害の概要
- 28 a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- 29 b 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- 30 c 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

資料編参照

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害等が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃災害等に対応するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制および職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、情報収集・分析を行う常設の連絡調整本部を設置するとともに、その他の体制について整備する。併せて、その参集基準を定める。

資料編参照

(4) 県警察の体制および職員の参集基準等

県警察は、警察本部および警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(5) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員および国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(6) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員および国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長、県対策副本部長および県対策本部員の代替職員について定

める。

資料編参照

(7) 職員の服務基準

県は、事態の状況に応じた初動体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、以下の手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

1 (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

2 県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要
3 請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定
4 めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うた
5 め、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管
6 する等の配慮を行う。

7 県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場
8 合および国民保護措置に関して不服申し立てまたは訴訟が提起されている場合には
9 保存期間を延長する。

10 **4 市町および指定地方公共機関の組織の整備等**

11 市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図
12 りつつ当直等の強化（守衛および民間警備員が当直を行い、速やかに市町長および国
13 民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制
14 の整備を行うほか、職員の配置および参集基準等の整備を行うものとする。

15 また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定
16 めるなど、体制の整備に努めるものとする。

17 指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等
18 国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

19 **5 医療提供体制の確保**

20 県は、武力攻撃事態等においては、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保
21 健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調
22 整を遅延なく行うための体制の整備に努める。

23
24
25 **第2 関係機関との連携体制の整備**

26 県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関
、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠である
ため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

27 **1 基本的考え方**

28 (1) 防災のための連携体制の活用

29 県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連
携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

30 (2) 関係機関の計画との整合性の確保

31 県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関および指定地方公共機関の関係連
32 絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計
33 画との整合性の確保を図る。

1 (3) 関係機関相互の意志疎通

2 県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換
3 の場を設けること等により、関係機関の意志の疎通を図る。この場合において、県
4 国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られ
5 るよう留意する。

2 国の機関との連携

6 (1) 指定行政機関等との連携

7 県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必
8 要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計
9 画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

10 (2) 防衛省・自衛隊との連携

11 県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊と
12 の連携を図る。

13 (3) 指定地方行政機関との連携

14 県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政
15 機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

16 (1) 広域応援体制の整備

17 県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるよう
18 な場合に備えて、広域にわたる避難、物資および資材の提供ならびに県の区域を越
19 える救援等を実施するために府県間における連絡会議等で、広域応援体制の整備を
20 図っていくものとする。

21 (2) 相互応援協定の締結等

22 県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等
23 においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に
24 関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資および資
25 材の供給体制ならびに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

26 この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、
27 必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

28 (3) 警察災害派遣隊の充実・強化

29 県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよ
30 う、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体
31 制の整備を図る。

32 (4) 近接する都道府県の間での情報共有

33 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する府
34 県との間で緊密な情報の共有を図る。

35 特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応する
36

ことが重要であるため、保健所、県衛生科学センター等の機関は、上記の近接する
県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務またはその一部を
委託する場合に備え、必要な準備を行う。

4 市町との連携

(1) 市町の連絡先の把握等

県は、区域内の市町との緊密な連携を図る。

なお、市町の連絡先、担当部署は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、
定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分
担、運送の確保等、都道府県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に
留意する。

(2) 市町の行うべき事務の代行

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部または一部を市町長に代わって行う
場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国
民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機
会を設けることや、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について
必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の
整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関
の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を
図る。また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在
について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と
連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例
の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・
活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施
するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資および資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間および消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、女性防火クラブその他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備について定める。

1 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

さらに衛星通信機能やインターネットを活用し、関係機関の連絡体制の強化を図る。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を

	受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者およびその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は、近畿管区警察局、県および市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進も含め、通信体制の整備、確保等に努める。

また、既に運用されている全国瞬時警報システム（J－ALERT）を活用した情報伝達体制の一層の整備を図り、CATV、有線放送などの地域情報基盤を活用し、住民への多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 (4) 県警察における体制の整備

2 県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手
3 段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

4
5 **2 警報等の通知および伝達に必要な準備**

6 (1) 警報等の通知先となる関係機関

7 国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、県知事が警報の
8 通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等
9 は、資料編に掲げるとおりである。

10 (2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

11 県は、消防庁から警報の通知を受けたときに県知事が迅速に警報の伝達を行うこ
12 ととなる県内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公
13 庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設について、市町との役割分
14 担も考慮して定める。

15 資料編参照

16 (3) 市町に対する支援

17 県は、市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことがで
18 きるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報
19 の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

20 **3 市町における警報の通知および伝達に必要な準備**

21 市町は、知事から警報の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等に
22 ついてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施
23 設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対す
24 る伝達に配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、外国人等への情報の伝達につ
25 いては、メール配信、地域コミュニティを通じた伝達ルートの確保などについて、市
26 町国民保護計画の中で定めるものとする。

27 また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護
28 計画に定めておくものとする。

29 **4 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備**

30 (1) 安否情報の種類、収集および報告の様式

31 県が収集する避難住民および武力攻撃災害により負傷しまたは死亡した住民の安
32 否情報は、以下のとおりであり、県が安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等
33 における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その
34 他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」
35 という。）第1条に規定する様式第1号および第2号の安否情報収集様式による。
また、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様

式第 3 号の安否情報報告書による。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

(1) 氏 名

(2) フリガナ

(3) 出生の年月日

(4) 男女の別

(5) 住所（郵便番号を含む。）

(6) 国籍

(7) (1)～(6)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

(8) 負傷（疾病）の該当

(9) 負傷または疾病の状況

(10) 現在の居所

(11) 連絡先その他必要情報

(12) 親族・同居者への回答の希望

(13) 知人への回答の希望

(14) 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意

2 死亡住民

（上記(1)～(7)に加えて）

(8) 死亡の日時、場所および状況

(9) 遺体が安置されている場所

(10) 連絡先その他必要情報

(11) (1)～(10)を親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

資料編参照

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、または自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告および提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者および安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在および連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第 1 条に定める安否情報報告様式第 1 号および第 2 号、ならびに同第 2 条に定める様式第 3 号

の周知徹底を図る。

5 市町における安否情報の収集、整理および提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告および提供のための準備

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告および提供することができるよう、安否情報の収集、整理および提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理および総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を資料編様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町における被災情報の収集、整理および報告等に必要な準備

市町は、被災情報の収集、整理および知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修および訓練

県職員は、住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため県における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

1 (2) 県の研修機関等における研修の実施

2 県は、広く職員の研修機会を確保する。また、市町と連携し、消防団員および自
3 主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作
4 成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

5 (3) 外部有識者等による研修

6 県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有
7 する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を
8 講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

9
10 **2 訓練**

11 (1) 県における訓練の実施

12 県は、区域内の市町とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、
13 国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を
14 図る。

15 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作
16 成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携によ
17 る、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓
18 練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含
19 む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いる
20 など実践的なものとするよう努める。

21 (2) 訓練の形態および項目

22 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基
23 づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践
24 的な訓練を実施する。

25 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

26 ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および県対策本部設置運営
27 訓練

28 イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練および警報・避難の指示等の通知・伝
29 達訓練

30 ウ 避難誘導訓練および救援訓練

31 (3) 訓練に当たっての留意事項

32 ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国
33 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

34 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当
35 たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られる
36 よう留意する。

37 ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等
38 から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業
等に反映する。

- 1 エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、
2 訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- 3 オ 県は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その
4 他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、警報の伝達および避難
5 誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- 6 カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域または
7 道路の区間を指定して、歩行者または車両の通行を禁止または制限する。
- 8 キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関
9 および指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとす
10 る。
- 11
- 12

第2章 避難および救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示および救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難および救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

資料編参照

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

資料編参照

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、現在の医療機関の能力を把握するとともに、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

また、国と連携の上、県内の医療機関で対応できる範囲について、必要な体制の整備を図る。

(4) 市町との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、

国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送および緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握するとともに、車両、燃料の調達方法についても、輸送事業者との間で事前に定めておくなど、速やかに輸送できる体制の整備を図る。特に、湖上輸送に当たっては、地域防災計画の取り組みを活用し、公共の交通機関または輸送会社保有の船舶などの確保に努めるとともに、避難住民の輸送が行えるよう事前に必要な医療従事者、医療資機材、救援物資などの輸送体制について定めておく。

資料編参照

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民および緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

資料編参照

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送および緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

【留意点】

ア 琵琶湖に在る沖島、竹生島、多景島など住民避難等における湖上輸送についても留意する。

イ 環琵琶湖放射状ネットワークとして、道路改良等の早期整備を図り、緊急時の代替輸送網の確保に努める。

ウ 輸送拠点として地方港湾等の活用を図っていく。

エ 市町は、県その他の関係機関との連携のもと、湖上船舶等の利用者（観光客を含む。）に対して、迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導ができる体制の整備を図る。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路および緊急交通路を確保するための交通規制計画および交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制および交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

1 (3) 緊急通行車両に係る確認手続

2 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確
3 認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

4 (4) 道路管理者との連携

5 県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できる
6 ようにするため、道路管理者と密接に連携する。

7
8 **5 避難施設の指定**

9 (1) 避難施設の指定の考え方

10 県は、避難施設の確保に係る基本的な方針および区域の人口、都市化の状況、防
11 災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施
12 設の指定を行う。

13 また、避難住民が多数発生した場合に備えて、市町と連携し、関係機関の協力を
14 得て、避難施設の確保に努める。

15 (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

16 ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等
17 の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車
18 場等の施設を指定するよう配慮する。

19 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリー
20 ト造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。

21 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それ
22 ぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指
23 定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

24 エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設と
25 して指定しないよう配慮する。

26 オ 物資等の搬入・搬出および避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、
27 避難住民等の受入れまたは救援を行うことが可能な構造または設備を有する施設
28 を指定するよう配慮する。

29 カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう
30 配慮する。

31 (3) 避難施設の指定手続

32 県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。
33 また、避難施設として指定したときおよび指定を解除したときは、その旨をその施
34 設管理者に対し文書等により通知する。

35 (4) 避難施設の廃止、用途変更等

36 県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止または
37 用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れまたは救援の用に供すべき部
分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に

届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町および住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定および避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町における避難および救援に関する平素からの備え

(1) 市町は、個人情報に留意の上、自主防災組織、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、高齢者、障害者、外国人等の避難・救援に必要な情報を事前登録制などの方法により、あらかじめ把握し、またボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 避難実施要領のパターンの作成

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮する。

(3) 輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難および緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(4) 市町長が実施する救援

市町は、知事との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力により、施設を運営する人員の確保や避難住民自身による運営方法など必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模について整理する。

【施設の種類および所管省庁】

国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	<u>発電所もしくは蓄電用の施設</u> 、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 <u>配水池</u>	<u>国土交通省</u>
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制 <u>庁</u>
	6号	核原料物質	原子力規制 <u>庁</u>
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制 <u>庁</u>
	8号	毒薬、劇薬	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察等に対する情報提供

知事は、県警察等の長に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保

に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨および所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点等に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、または生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するも

のとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第3 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

1 情報の伝達に必要な準備

県は、隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃等を受けた場合における県民の不安感を払拭するため、適切かつ迅速な情報伝達手段の整備に努める。

2 関係機関との連携体制の確保

県は、国、隣接府県、市町および関係機関との情報連絡などの連携体制を整備するとともに、隣接県に所在する原子力事業所における武力攻撃事態等を想定した訓練等により、その有効性を検証し、必要な体制の見直しに努める。

3 平常時モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害における影響評価を行うため、平時の原子力災害のための平常時モニタリングの結果を蓄積する。

4 専門家の確保

県は、原子力事業所が武力攻撃等を受けた場合に的確かつ迅速な措置を行えるよう、専門的知見を有する者からの適切な助言や支援を得られる体制の整備に努めるとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。

第4 水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え

1 水質監視の強化

県は、水源地（琵琶湖等）への様々な毒物等の投入による災害に対応するため、専門家や専門検査機関を国の情報などにより把握し、県内外の連携体制を強化する。また、各浄水場における生物モニタリングを徹底する。

2 初動体制の整備

県は、情報連絡体制・専門家の招集などの初動体制、偽情報であると判断された場合における風評被害防止の情報提供や取水・給水などの対処方法について、あらかじめ定める。

市町は、県に準じて必要な事項を定めておくものとする。

第4章 物資および資材の備蓄、整備等

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資および資材について、備蓄し、または調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資および資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資および資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

また、多数の避難住民が発生した場合の食糧、生活必需品、飲料水等の物資調達体制の確立について、調達に関する協定を締結するなど、調達ルートの多様化を図り、必要な救援物資の確保に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、県としても、国の整備の状況等も踏まえ、国、市町、関係機関と連携しつつ対応する。

また、医薬品については、国の整備状況を踏まえながら、県および市町で配備を進めていく。

(3) 国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資および資材の備蓄、調達および整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

【住民の避難および避難住民等の救援に必要な物資および資材の例】

食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

【国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県が管理する施設および設備の整備および点検等

(1) 施設および設備の整備および点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設および設備について、整備し、または点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の結果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、およびバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町および指定地方公共機関における物資および資材の備蓄、整備

市町および指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資および資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資および資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

1 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町における国民保護に関する啓発

1 市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を
2 行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるも
3 のとする。

4

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが予想される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

ア 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡本部」を速やかに設置する。

資料編参照

住民からの通報、市町からの連絡その他の情報により、県職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を国民保護担当課を通じて知事に報告する。

また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。

イ 県は、「緊急事態連絡本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国[内閣官房]に連絡する。

ウ 「緊急事態連絡本部」は、県警察、消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

県は、「緊急事態連絡本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

(3) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 県国民保護対策本部に移行する場合の調整

「緊急事態連絡本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置して新たな態勢に移行すると

1 ともに、「緊急事態連絡本部」は廃止する。
2

3 市町における初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

3 (1) 市町長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町は、県に準
4 じた対応をとるものとする。

5 (2) 市町が「緊急事態連絡本部」を設置した後、政府において事態認定が行われ、市
6 町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の
7 通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、「緊急事態連絡本部」は廃止
8 するものとする。

9 (3) (2)の場合において、市町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じ
10 られている場合には、必要な調整を行うものとする。
11
12

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県は、県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。（事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。）

ウ 県対策本部員および県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員および県対策本部職員等に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

【職員参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員宅（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

エ 県対策本部室の開設

県対策本部担当者は、県危機管理センターの災害対策本部室に県対策本部室を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県対策本部担当者は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

オ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県危機管理センター内に設置できない場合に備え、県対策本部の予備施設を確保する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成および機能

資料編参照

(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、県民に適時適切な情報提供等を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡および調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策本部副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県および関係市町ならびに関係指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町ならびに関係指定公共機関および指定地方公共機関の自主性および自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関または指定公共機

関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）または当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その職員の県対策本部会議への出席を求める（自衛隊の連絡員の派遣）。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求めることができる。

カ 県警察および県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察および県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容など、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関および指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、県は、国、市町、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

2 現地関係機関との連携

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

3 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。（各省庁の窓口については、資料編参照）

(2) 市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長または指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。た

だし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信手段により行う。（防衛省の連絡窓口については、資料編参照）

(7) 武力攻撃災害の状況および派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容

① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

② 避難住民等の救援（食品の給与および飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索および救出等）

③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防および水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(エ) その他参考となるべき事項

イ 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ウ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）および知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

5 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

ア 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合および求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁または他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

ウ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続きについては、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

ア 知事が、国民保護措置の実施のため、事務または事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

1 (ア) 委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法

2 (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

3 イ 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示すると
4 ともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

5 また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

7 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関
8 係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の
9 実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照ら
10 し、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

12 (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは
13 指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政
14 法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があると
15 きは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、当該地方公共
16 団体の職員の派遣を求める。

17 (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、
18 国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣に
19 ついて、あつせんを求める。

20 (3) 県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に
21 必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案
22 し、必要があると認めるときは、その所掌事務または業務の遂行に著しい支障のな
23 い限り、適任と認める職員を派遣する。

24 (4) 県の委員会および委員は、職員の派遣を要請し、またはあつせんを求めようとす
25 るときは、あらかじめ、知事に協議する。

26 (5) 知事は、市町から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が
27 必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行
28 う。

8 県の行う応援等

30 (1) 他の都道府県に対して行う応援等

31 ア 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施
32 することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合な
33 ど、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

34 イ 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定
35 の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に

届け出る。

(2) 市町に対して行う応援等

ア 県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 県は、市町がその全部または大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部または一部を代わって実施する。

ウ 県は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れ希望するものを把握し、その内容のリストおよび送り先を県対策本部および国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地または避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地または避難先地域のニーズについて広報を行う。

1
2
3
4
5
6
7
8

1 0 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対応に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の通知および伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知および伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知および伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

資料編参照

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を下記の関係機関に通知する。

(イ) 県の執行機関

(ロ) 県の関係出先機関

(ハ) 市町長

(ニ) 放送事業者その他の指定地方公共機関

(ホ) その他の関係機関

イ 知事は、「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。その際、県は、言論その他表現の自由に特に配慮する。

(2) 警報の伝達等

ア 県は、学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。

イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

ウ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう図る。

2 市町長の警報伝達の基準

(1) 市町長は、県から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

1 ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市
2 町が含まれる場合

3 この場合においては、原則として、既存の同報系防災行政無線で国が定めたサイ
4 レン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において
5 警報が発令された事実等を周知するものとする。

6 イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市
7 町が含まれない場合

8 (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホ
9 ームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

10 (イ) なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する
11 ことを妨げるものではない。

12 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力
13 依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法についても検討しておくもの
14 と する。

15 (3) 市町長は、その職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、自主防災組織等の
16 自発的な協力を得ることなどにより、各世帯に警報の内容を伝達することができる
17 よう、体制の整備に努めるものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国
18 人等に対する伝達に配慮するものとする。

19 (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態の双方にお
20 いて、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場
21 合と同様とする。）

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

24 ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合にお
25 いて、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体または財産に対する危険を防止
26 するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、
27 速やかに緊急通報を発令する。

28 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から
29 情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

30 イ この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等
31 からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するととも
32 に、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

34 緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から、必要最小限のものとし、明確
35 かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

37 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様

とする。（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。その際、県は、言論その他表現の自由に特に配慮する。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

資料編参照

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

ア 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受けまたは通知を受けた場合には、直ちに、その内容を下記の関係機関に通知する。

(ア) 県対策本部員（県の執行機関を含む。）

(イ) 県の関係出先機関

(ウ) 市町長

(エ) 放送事業者その他の指定地方公共機関

(オ) その他の関係機関

【避難措置の指示の内容（国民保護法第52条第2項）】

一 住民の避難が必要な地域（要避難地域）

二 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）

三 関係機関が講ずべき措置の概要

イ 知事は、要避難地域または避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受けまたは通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示およびそのための準備

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れの
ための措置

ウ 通知を受けた場合

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要
避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避
難を指示する。

イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に
集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路
や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

【避難の指示に際して調整を要する事項等】

(ア) 要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握
関係市町から最新の情報の入手

(イ) 避難のための輸送手段の調整

- a 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- b 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- c 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

(ロ) 主要な避難経路や交通規制の調整

- a 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整
- b 道路の状況に係る道路管理者との調整

(ハ) 区域内外の避難施設の状況の確認

避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件
を検索し、避難施設の候補施設の選定)

(ニ) 国による支援の確認

- a 消防庁等を通じて国による支援要領の確認および調整
- b 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- c 防衛省への支援要請

(ヒ) 市町との役割分担の確認

市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整

(ホ) 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

- a 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- b 国の対策本部長による 港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえ
た対応

(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の

調整)

(7) 動物の保護等に関する配慮

a 危険動物等の逸走対策

b 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

資料編参照

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

【避難の指示の放送内容について】

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

(7) 避難住民数、避難住民の受入予定地域

(イ) 避難の方法（輸送手段、避難経路） など

イ この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

ウ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長および避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

エ 知事は、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条3項等）および国の対策本部長からの情報の提供の求め（同法第6条第4項等）に適切

1 に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意
2 見や関連する情報をまとめる。

3 (5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

4 知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部にその内容を
5 報告する。

6 (6) 避難の指示の通知および伝達

7 避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同
8 様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する）。

9 この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体
10 制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

11 (7) 避難施設の管理者への通知

12 知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の
13 避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

14 (8) 避難の指示に当たっての留意事項

15 ア 着上陸侵攻の場合

16 (ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略
17 事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき
18 地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等
19 が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つ
20 て行うこととすることが適当である。

21 このため、この場合には、総合的な方針とそれに基づく避難措置の指示を踏
22 まえて、対応することを基本とする。

23 (イ) このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくこと
24 は困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、
25 必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

26 イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

27 (ア) 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指
28 示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、
29 移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるため
30 に、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

31 (イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を
32 待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照
33 らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域
34 への一般住民の立入禁止を徹底する。

35 (ウ) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と警察、自衛隊の連携が図られる
36 ように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が
37 円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、
38 迅速に協議を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、国の対策本部長による避難措置の指示を待っては、住民に危険が及ぶような事態も想定されることから、かかる場合には、知事は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。

資料編参照

ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

資料編参照

エ N B C 攻撃の場合

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

(ア) コンクリート屋内等への屋内避難を指示

(イ) 事態の進捗に応じて、避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域への移動の指示

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食糧、飲料水、医療および情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国および他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援および調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援および調整が行えないと判断した場合においては、国または他の地方公共団体に支援を要請する。

1 (7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

2 知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた
3 場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、
4 避難住民の誘導の補助等を行う。

5 (8) 避難住民の運送の求めに係る調整

6 知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合もしくは複数の市
7 町長による運送の求めが競合した場合または競合することが予想される場合には、
8 より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円
9 滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、
10 自ら運送の求めを行う。

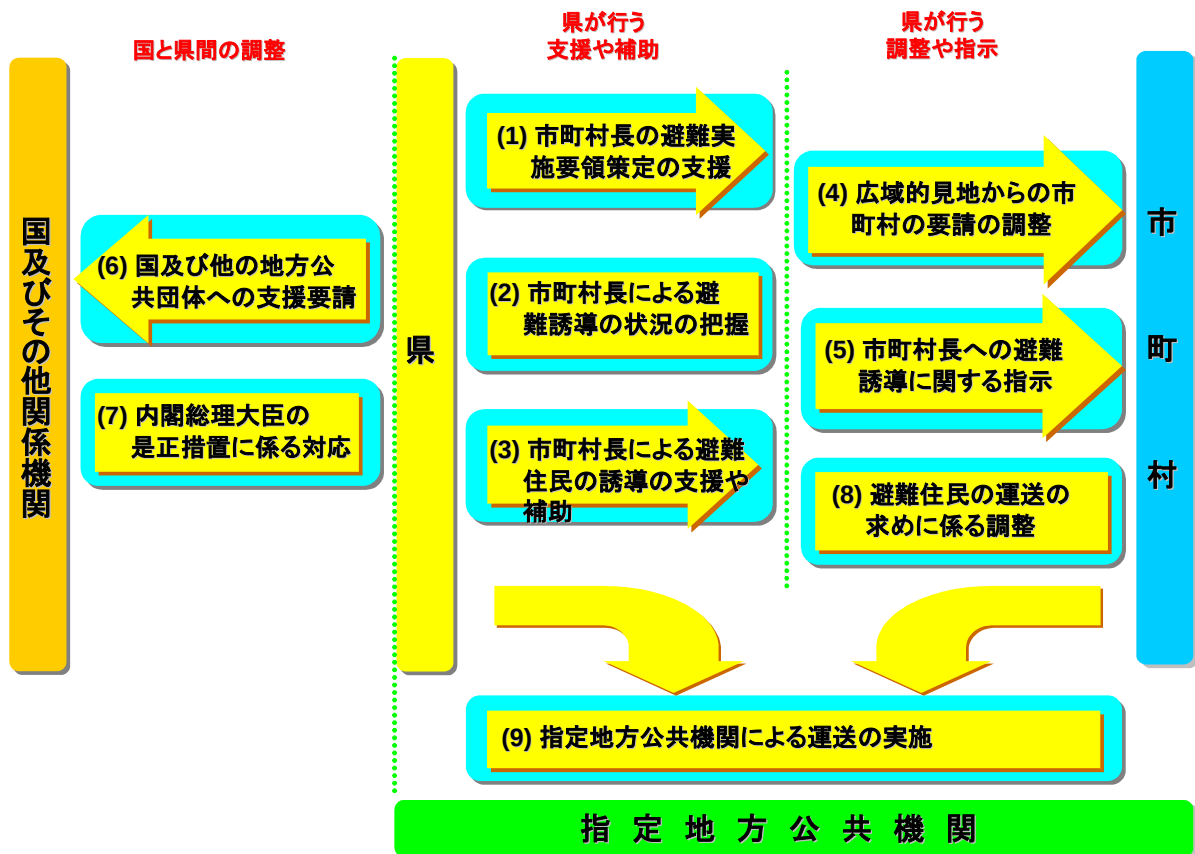
11 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行わ
12 れていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを、当該機関に指示する。
13 当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されている
14 ことを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況につ
15 いての必要な情報の提供を行う。

16 知事は、運送業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策
17 本部長に対し、その旨を通知する。

18 (9) 指定地方公共機関による運送の実施

19 運送事業者である指定地方公共機関は、知事または市町長から避難住民の運送の
20 求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、
21 武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅
22 客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
23

県による避難住民の誘導の支援等



4 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

(ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

資料編参照

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1－2、1－3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1－1の住民は各ビル事業所および「A2町内会」を避難の単位とする)

イ 避難先

避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2－3にあるB市立B1高校体育館)

ウ 一時集合場所および集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2－1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等を使用。)

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15：20、15：40、16：00)

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

カ 避難の手段および避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市およびA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

キ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置および担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難すること

が困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織および自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。）

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

コ 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食糧・水を供給する。集合場所および避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋およびハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0××-×52-××53）担当○田×夫

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路および集積地における混乱、避難所でのトラブル等を防止するため、被災地およびその周辺（湖上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

1 6 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

2 県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施
3 設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円
4 滑にできるよう必要な対策をとるものとする。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体および財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

資料編参照

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

ウ 医療の提供および助産

エ 被災者の捜索および救出

オ 埋葬および火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 福祉サービスの提供

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 死体の捜索および処理

サ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ適切に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容および当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町との連携

1 (2)において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町と密接に連携する。

(4) 事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者との連携を図るものとする。

(5) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続きにより行う。

(6) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(8)に準じて行う。

(7) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の3の(9)に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、以下に掲げる基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

資料編参照

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

(7) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）

(イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理

(ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

(エ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

(オ) 収容期間が長期にわたる場合の対応 (宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅および公営住宅等を含む。）の空室状況の把握および建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握)

(カ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 (調達が困難な場合の、国等への支援要請)

(キ) 提供対象人数および世帯数の把握

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

(ア) 食品・飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認

(イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

(ウ) 提供対象人数および世帯数の把握

(エ) 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供および助産

(ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

(イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

(ウ) 救護班の編成、派遣および活動に関する情報の収集

(エ) 避難住民等の健康状態の把握

(オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況

(カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

(キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

(ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索および救出

(ア) 被災者の捜索および救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携

(イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬および火葬

(ア) 墓地および火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数および火葬場の火葬能力等の把握

(イ) 埋葬および火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

(ウ) 関係行政機関等との連携による墓地および火葬場までの遺体の搬送体制の確保

(エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

(オ) 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

(カ) 国民保護法第122条および国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬および火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条および第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

(ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

(イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

(ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

(エ) 聴覚障害者等への対応

(オ) 通信施設の提供にかかる指定公共機関および指定地方公共機関への協力要請
および国等への支援要請

キ 福祉サービスの提供

(ア) 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握

(イ) これらの者からの相談対応

(ウ) これらの者に対する避難生活上の支援

(エ) 福祉避難所の設置

(オ) 福祉サービスの提供にかかる国等への支援要請

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

(ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）

(イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

(ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

(エ) 応急修理の相談窓口の設置

(オ) 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請

ケ 学用品の給与

(ア) 児童生徒の被災状況の収集

(イ) 不足する学用品の把握

(ウ) 学用品の給与体制の確保

(エ) 教科書等の給与にかかる国等への支援要請

コ 死体の捜索および処理

(ア) 死体の捜索および処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携

(イ) 被災情報、安否情報の確認

(ウ) 死体の捜索および処理の時期や場所の決定

(エ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）および検案等の措置）

(オ) 死体の一時保管場所の確保

サ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常

- 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(7) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
(イ) 障害物の除去の施工者との調整
(ウ) 障害物の除去の実施時期
(エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

- 核攻撃等または武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。
- (1) 核攻撃等または武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
- ア 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動
- ア 症状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症または重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送および入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
- (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動
- 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

- (1) 救援の際の物資の売渡し要請等
- 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。
- ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- イ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者および占有者の同意が必要）
- オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求めおよび保管状況の検査
- キ 医療の要請および指示
- (2) 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対する要請等
- 知事は、特定物資を大量に確保する必要がある場合、指定行政機関の長または指

1 定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請等を知事に代わって行うこと
2 を要請する。

3 (3) 公用令書の交付

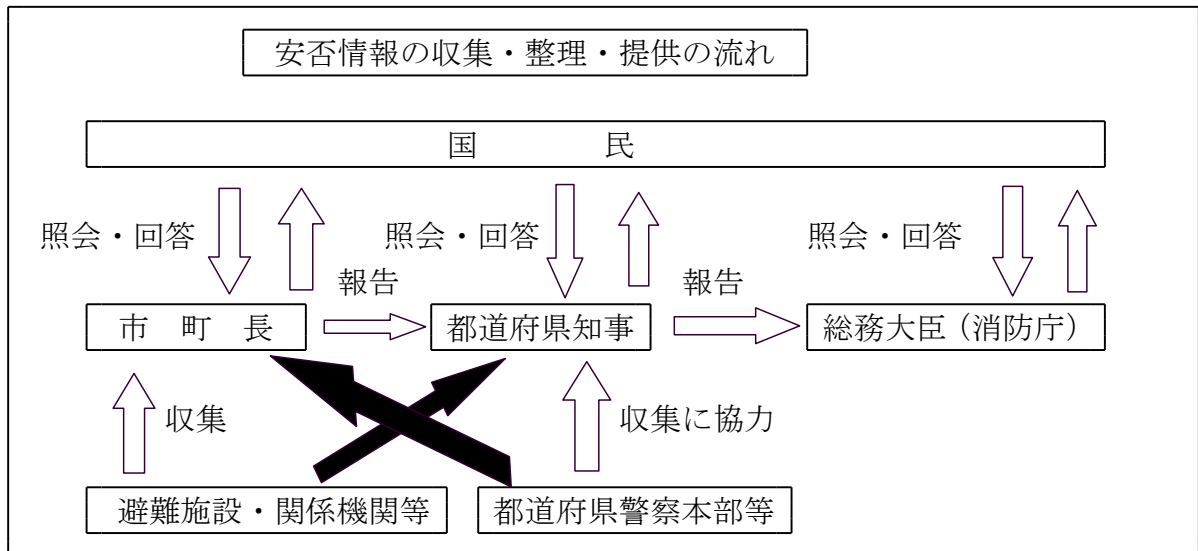
4 知事は、特定物資を確保し、または土地等を使用する処分については、公用令書
5 を交付して行わなければならない。

6 (4) 医療の要請等に従事する者の安全確保

7 県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、または
8 医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安
9 全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の
10 安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、安否情報の収集および提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



資料編参照

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号および第2号の安否情報収集様式による。

資料編参照

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する報道機関、運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報および自ら収集した安否情報について、でき

る限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより消防庁に送付する。ただし、武力攻撃事態における災害等により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編参照

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

資料編参照

(2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

資料編参照

イ 県は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意

すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、
負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意
が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する
外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮し、
必要最小限の情報を提供する。

5 市町による安否情報の収集および提供の基準

(1) 市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意収集
した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町が平素から行政事務の円滑
な遂行のために保有している情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うも
のとする。

また、市町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否
情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるもの
とする。

(2) 市町による安否情報の報告および照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告および照会に対する回答は、県に準じて行うも
のとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報または市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものまたはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関および生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他

の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

資料編参照

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生またはその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者およびその他当該施設に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

なお、緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、または事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地およびその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

【立入制限区域について】

ア 範囲

1 県公安委員会が設定（生活関連等施設の特性および周辺の地域の状況を勘案
2 しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制
3 限し、禁止し、または退去を命ずる必要があると考えられる区域）

4 イ 公示等

5 県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、
6 テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警
7 察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかに
8 する。

9 ウ 効果

10 警察官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

11 (5) 国の対策本部との緊密な連携

12 知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような
13 場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を
14 要請する。

15 このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、
16 講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の
17 情報を迅速に把握する。

18 (6) 国の方針に基づく措置の実施

19 生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであると
20 して、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、県知
21 事は、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁の活動内容について、
22 消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏ま
23 えつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

24 この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に
25 行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

26 **4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除**

27 (1) 危険物質等に関する措置命令

28 知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認める
29 ときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次のアからウの措置を講
30 ずべきことを命ずる。

31 ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限

32 イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制
33 限

34 ウ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄

35 既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は別表（※）のとおり。

36 (2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

37 知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を

求めるほか、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

※【別表】 危険物質等の種類および都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限

3号 所在場所の変更またはその廃棄

下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者または消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること。			
	火薬類の所有者または占有者に対して、火薬類の所在場所の変更またはその廃棄を命ずること。			

	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあつては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあつては農林水産大臣）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬または火薬取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

第2 武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置および危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

ただし、今後の国の動向等によっては、見直しを行うものとする。

(2) 放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報および公示等

ア 知事は、放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたときまたは内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、市町長および指定地方公共機関に連絡する。

イ 知事は、モニタリングポスト・モニタリングカーなどによる把握および消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出または放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣および原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生または拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

県は、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例によりモニタリングを実施するものとする。

(4) 住民等への情報伝達・相談活動

ア 住民等への情報伝達活動

県は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子

力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、住民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

(7) 関係市町の住民に対する情報伝達

a 県は、関係市町の住民に対しては、ニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細かな情報を、国、関係市町と連携し伝える。

b 県は、住民等へ的確に情報が伝わるよう、関係市町と連携し、防災行政無線やインターネット等、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(イ) 一般県民等に対する情報の提供

a 県は、武力攻撃原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における武力攻撃原子力災害にともなう混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

b 県は、防災行政無線等により各市町に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

(ウ) 情報伝達の内容

a 県は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

b 県は、伝達情報について、武力攻撃事態等現地対策本部、所在県および原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。

イ 住民等からの問い合わせに対する対応

(7) 相談窓口の設置

県は、緊急時には関係市町等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(イ) 情報の収集・整理

県は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

(5) 住民の避難等の措置

ア 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する区域

については、まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ、必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示する。

U P Z 区域外についても、必要があると認めるときは同様の措置を指示する。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、国民保護法第 9 9 条に規定する緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(6) 避難の際の住民に対するスクリーニング等の実施

県は、状況に応じ、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じた防護措置実施の判断基準（O I L）に基づく除染を行う。

(7) 被ばく医療の実施

県は、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、被ばく医療の体制の構築を図るものとする。

(8) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 県は、国の対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難および退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、必要に応じ、専門家の派遣を要請し、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(9) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体および財産を保護するために、武力攻撃原子力災害発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に準じて、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(10) 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等を行うものとする。

(11) 飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、飲食物の摂取制限等の措置を講ずる。

(12) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協

議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するほか、適切な被ばく管理を行うなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関および県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて県衛生科学センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

なお県は、国および関係機関と連携し、N B C 攻撃で想定される放射性物質、微生物、細菌、化学物質について別途整理しておくとともに専門機関との連絡窓口をあらかじめ把握し、物質を特定し得る機関との連携の下、対応する。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制

限等の措置を講ずるように命ずる。

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行う。

県は、感染症予防法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指導の下で、汚染範囲の把握および汚染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県衛生科学センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関による原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等についての情報収集を行う。

(5) 知事および県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事および同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限または禁止 ・ 給水の制限または禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

知事または県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただ

し、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

また知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示（一例）】

(ア) 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

(イ) 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、

退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

イ 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関に速やかに通知する。

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、またはこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

イ 警戒区域を設定したとき、または警戒区域の設定を変更し、もしくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両および住民が立ち入らないように必要な措置を講ずる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

ウ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、市町長もしくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

3 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認め

るときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、および軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁または他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求および連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町長に対する指示

(ア) 知事は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長もしくは消防長または水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、または他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

(イ) 知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡および市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長もしくは消防長または水防管理者に対して指示を行う。

1 【具体的な例】

2 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官か
3 ら当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等
4 に対して指示する場合

5 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づ
6 く指示を受けて市町長等に対して指示する場合

7 イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

8 知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に
9 消防の応援等の要請を行うことができる。

10 【具体的な例】

11 応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資機材の貸
12 与または供与などについて、被災市町の属する県内の消防力のみをもってして
13 は対処できない場合

14 ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応
15 知事は、自らの県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長
16 官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずると
17 きは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべ
18 きことを指示する。

19 【知事が、消防庁長官から受ける消防に関する通知】

20 (ア) 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついと
21 まがないと認めるときに、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防
22 に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

23 (イ) 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがない
24 と認められるときに、要請を待たないで、被災市町のために、被災都道府県以
25 外の知事に対し、被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを
26 指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

27 (ウ) 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防
28 機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められ
29 るときに、被災市町のため、他の市町長に対し、応援出動等の措置を講ずべき
30 ことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事または当該被災市町の属する都
31 道府県の知事に対する通知

32 資料編参照

33 5 知事、市町長の事前措置

34 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危
35 険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物
36 件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを
37 指示する。また、知事が当該指示をした場合には、直ちに市町長へ通知する。

- 1 市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすること
- 2 とする。
- 3 警察署長は、知事または市町長から要請があったときは、同様の指示をする。

第8章 被災情報の収集および報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集および報告

(1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集にあたらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県は、自ら収集し、または市町および指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報について資料編の様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

(5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁および管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町および指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設および設備に関するものならびにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害等の予防および自立を支援する。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談および指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 県および市町は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

イ 県および市町は、アにより廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができるなど、特例基準に従うよう指導する。

ウ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物の収集、運搬または処分について検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境

省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町および関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等

ア 県は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令または勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令または勧告を告知する。

イ また、当該命令または勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県は、文化庁長官から、所定の手続きに従って、国宝等（国宝または特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部または一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、県は、県職員のうちから、当該措置の施行および当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(3) 県指定等文化財に関する勧告、指導および助言

県は、武力攻撃災害による県指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導または助言を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占めおよび売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入または販売する事業者（小売業者を除く）および当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(ア) 特定物資について、その価格の動向および需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

(イ) 特定物資の生産、輸入または販売の事業者が買占めまたは売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

(ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

(エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定およびその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項および第 5 項）

(オ) 売渡しの指示および命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査および質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項および第 2 項）

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）

および当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(ア) 指定物資について、その定められた標準価格または販売価格の表示の指示および指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項および第3項）

(イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示および正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

(ウ) (ア)および(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務もしくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

ウ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条および第7条ならびに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資および役務についての統制額を指定した場合は、(ア)および(イ)の措置を講ずる。

(ア) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

(イ) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること、および統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況もしくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

【価格安定のための措置に関する法令】

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）

③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県および県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに県税（延滞金を含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施

1 する。

2 (3) 就労状況の把握と雇用の確保

3 県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の
4 雇用施策および被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民
5 等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

6 (4) 生活再建資金の融資等

7 県は、武力攻撃災害により住居・家財および事業所等に被害を受けた者が、自力
8 で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参
9 考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑
10 な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者
11 等に応じた対応を実施する。

12 **3 生活基盤等の確保**

13 (1) 県による生活基盤等の確保

14 ア 水道用水供給事業者および工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切
15 に供給するために必要な措置を講ずる。

16 イ 河川管理施設、道路および港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路およ
17 び港湾を適切に管理する。

18 (2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

19 ア 電気事業者およびガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護
20 業務計画で定めるところにより、電気およびガスを安定的かつ適切に供給するた
21 めに必要な措置を講ずることとする。

22 イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定める
23 ところにより、旅客および貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずること
24 とする。

25 ウ 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定
26 めるところにより、通信を確保し、および国民保護措置の実施に必要な通信を優
27 先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとする。

28 エ 一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で
29 定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとする。

30 オ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計
31 画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

32 カ 河川管理施設および道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民
33 保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設および道路を適切に管理する
34 こととする。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事または県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察および道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

1 (4) 障害物の除去

2 県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関および自衛
3 隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

4
5

6 関係機関等との連携

6 県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。
7

第 1 2 章 赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理

県は、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する赤十字標章等および特殊標章等を交付および管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等および特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等および国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為および国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する場所もしくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等および特殊標章等

(1) 赤十字標章等（国民保護法第 1 5 7 条）

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章であり（白地に赤十字、赤新月または赤のライオンおよび太陽から成る）。

イ 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織または医療用輸送手段の識別のための信号または通報）。

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所および医療用輸送手段等。



（白字に赤十字）

表面

（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の	常時の 医療関係者用
PERMANENT	臨時の
for	civilian medical personnel
TEMPORARY	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

※ ただし、赤のライオンおよび太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

(2) 特殊標章等（国民保護法第158条）

ア 特殊標章

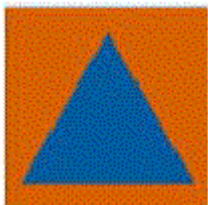
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3で規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

表面	裏面															
	<table border="1"><tr><td>身長/Height _____</td><td>眼の色/Eyes _____</td><td>頭髮の色/Hair _____</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td></tr><tr><td colspan="3">血液型/Blood type _____</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印影/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髮の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髮の色/Hair _____														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
血液型/Blood type _____																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															
(オレンジ色地に 青の正三角形)	<table border="1"><tr><td colspan="3"> (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____ </td></tr></table>	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____														
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____																

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

2 赤十字標章等の交付および管理

(1) 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付および使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

（アおよびイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関または医療関係者

3 特殊標章等の交付および管理

(1) 知事または県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

ア 知事

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- (イ) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- (イ) 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等および特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社およびその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義およびそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設および設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町および指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

1 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設
2 等およびその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、
3 被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応
4 急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設および設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

(3) 復旧に当たっての留意点

県は、武力攻撃災害の復旧の実施に当たっては、一般住民との十分な情報の共有と対話を重ねながら復旧体制の整備に努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償および損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請または指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整および指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町または指定公共機関もしくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、または指示をした結果、当該市町または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整または指示の結果、県または指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等につい

1 て、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用
2 の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。
3 (2) 損失補償および損害補償
4 国民保護法に基づき市町が行う損失補償および損害補償の手続等については、県国
5 民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態（大規模テロ等）については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知および伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知および伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者および当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知および伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知および伝達に準じて、これを行う。

平成 18 年（2006 年） 1 月 20 日 策定
平成 22 年（2010 年） 3 月 19 日 一部変更
平成 26 年（2014 年） 11 月 14 日 一部変更
平成 30 年（2018 年） 8 月 24 日 一部変更
令和 8 年（2026 年） ●月●日 一部変更

滋賀県国民保護計画 本編

第 1 版	平成 18 年 2 月	発行
第 2 版	平成 24 年 3 月	発行
第 3 版	平成 27 年 1 月	発行
第 4 版	平成 30 年 8 月	発行
第 5 版	令和 8 年 ●月	発行

編集発行 滋賀県防災危機管理局
危機管理・国民保護係

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

電話 (077) 528 - 3435

<http://www.pref.shiga.jp/c/kokumin/>